

## 安芸高田市入城 500 年記念事業実行委員会会則

### (名称)

第 1 条 本会は、安芸高田市入城 500 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 実行委員会は、安芸高田市が策定した入城 500 年記念事業基本方針に基づき、安芸高田市民のさらなる一体感を醸成するとともに、継続的な市の発展・活性化につなげていく事業を行うことを目的とする。

### (活動内容)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 入城 500 年記念事業（以下「事業」という。）の開催及び運営
- (2) 事業の普及啓発
- (3) その他目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (委員等の職務)

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。

4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

### (委員等の任期)

第 6 条 委員等の任期は、就任日の属する年度の末日までとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

### (報酬及び旅費)

第 7 条 委員等は無報酬とする。ただし、実行委員会の活動のために旅行する場合は、安芸高田市職員の旅費に関する条例（平成 16 年安芸高田市条例第 46 号。以下「旅費条例」という。）の規定に準じて旅費を支給する。

### (会議)

第 8 条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員等をもって構成する。

2 会議は、必要に応じ会長が招集し、これを主宰する。

- 3 会議は、次に掲げる事項を審議決定する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
  - (2) 実行委員会の事業計画に関する事。
  - (3) 実行委員会の予算及び決算に関する事。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか第2条に規定する目的を達成するために必要な事項
- 4 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員が会議に出席できないときは、代理人を出席させ、当該代理人をもってその議決権を行使することができる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員の書面表決をもって会議に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専決処分)

第9条 会長は、特別の事情があると認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- 2 前項の規定による専決処分については、会長は次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(企画運営委員会)

第10条 実行委員会に、企画運営委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。

- 2 企画委員会は、会長が指名する者(以下「企画委員」という。)をもって組織する。
- 3 企画委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 事業の計画及び予算の立案に関する事。
  - (2) 事業の実施に関する事。
  - (3) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事。
  - (4) その他必要な事項
- 4 企画委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、安芸高田市教育委員会事務局生涯学習課に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員（以下「事務局長等」という。）を置く。
- 3 事務局長等は無報酬とする。ただし、実行委員会の活動のために旅行する場合は、旅費

条例の規定に準じて旅費を支給する。

(経費)

第 12 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 13 条 実行委員会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(解散)

第 14 条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第 15 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は安芸高田市に帰属するものとする。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

(設立年度における会計期間等)

2 設立年度における会計期間は、設立の日から令和 6 年 3 月末日までとする。

別表(第 4 条第 2 項関係)

実行委員会組織

委員等	所属・役職
会 長	安芸高田市 市長
副会長	安芸高田市 副市長
副会長	安芸高田市教育委員会 教育長
委 員	安芸高田市郡山城史跡ガイド協会 会長
委 員	安芸高田市歴史民俗博物館 館長
委 員	広島県環境県民局文化芸術課 課長
監 事	安芸高田市商工会 会長

事務局(第 12 条第 1 項及び第 2 項関係)

事務局長：安芸高田市教育委員会事務局生涯学習課 課長

事務局員：安芸高田市教育委員会事務局生涯学習課文化・スポーツ係職員

## 安芸高田市入城 500 年記念事業企画運営委員会会則

### (目的)

第 1 条 本会則は、安芸高田市入城 500 年記念事業実行委員会会則（以下「実行委員会会則」という。）第 10 条第 4 項の規定に基づき、安芸高田市入城 500 年記念事業企画運営委員会（以下「企画委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員長及び副委員長)

第 2 条 企画委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は企画運営委員会委員（以下「企画委員」という。）の互選により決定する。

### (委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員長は、企画委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 企画委員会の会議（以下「会議」という。）は、企画委員をもって構成する。

2 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、書面をもって会議に代えることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (報酬及び旅費)

第 5 条 企画委員は無報酬とする。ただし、企画委員会の活動のために旅行する場合は、安芸高田市職員の旅費に関する条例（平成 16 年安芸高田市条例第 46 号）の規定に準じて旅費を支給する。

### (その他)

第 6 条 この会則に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この会則は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

企画運営委員会委員

(実行委員会会則第 10 条第 2 項の規定により実行委員会会長が指名した者)

所属・役職
安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
安芸高田市総務部秘書広報課 課長
安芸高田市企画部政策企画課 課長
安芸高田市産業部商工観光課 課長
安芸高田市総務部秘書広報課秘書広報係 係長
安芸高田市企画部政策企画課地方創生推進係 係長
安芸高田市産業部商工観光課観光係 係長
安芸高田市歴史民俗博物館 副館長
広島県環境県民局文化芸術課文化創造グループ 主査
道の駅 三矢の里あきたかた 駅長
安芸高田市史跡ガイド協会 会員
安芸高田市商工会 事務局長